

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名: (仮称)尼崎市子どものための権利擁護委員会の設置

局課名: こども青少年局 こども青少年部 こどもの人権擁護担当

【令和02年9月14日更新】

施策の目的	<p>子どもの人権擁護を目的とし、子どもや保護者等の子どもに関する相談に基づき、関係機関及び関係者との調整や行政機関等の制度改善に向けた提案等を行う機関として、学校現場を含む行政機関からの独立性と専門性を有する本市の付属機関として「(仮称)尼崎市子どものための権利擁護委員会」(以下「委員会」という。)を設置するとともに、その根拠規定を尼崎市子どもの育ち支援条例に定めます。</p>																		
現状・背景	<p>○平成21年度に尼崎市子どもの育ち支援条例を制定して約10年が経ち、条例の目的を達成するため子どもの育ちを社会全体で支える取組について進めてきましたが、依然として児童虐待相談件数やいじめ認知件数は増加傾向にあります。</p> <p>○また、昨今、本市において、いじめや体罰等の子どもの人権が侵害されている重大な事案も発生しています。</p> <p>○このように、本市の子どもを取り巻く環境は依然厳しい状況にあり、子どもの育ち支援条例の目的・趣旨を再度周知するとともに、子どもの人権を擁護するための取組を推進する必要があります。</p> <div style="text-align: center;"> <p>【尼崎市の状況】 (単位:件)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童虐待相談</td> <td>1,752</td> <td>2,262</td> <td>2,321</td> <td>2,505</td> <td>2,587</td> </tr> <tr> <td>いじめ認知</td> <td>81</td> <td>144</td> <td>195</td> <td>316</td> <td>2,011</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)R元いじめ認知件数の増加は、市内統一アンケートの実施及び教職員のいじめに対する態度向上に向けた研修の実施等によるもの</p> </div>		H27	H28	H29	H30	R元	児童虐待相談	1,752	2,262	2,321	2,505	2,587	いじめ認知	81	144	195	316	2,011
	H27	H28	H29	H30	R元														
児童虐待相談	1,752	2,262	2,321	2,505	2,587														
いじめ認知	81	144	195	316	2,011														
課題	<p>○児童虐待やいじめ、体罰等の事案においては、学校・保育施設や行政と保護者、子どもの信頼関係が十分に築かれていないケースも見られ、それが解決を困難にしていることがあると考えられます。</p> <p>○子どもの支援において、家族への配慮を気にするあまり、子どもの最善の利益が最優先されないケースもあり、本質的な解決を妨げている可能性があります。</p> <p>○子ども自身が問題を自認できていない、または表明できないことがあり、子どもの意見表明を支援する取組が必要です。</p>																		
施策の策定にあたっての考え方	<p>○子どもの意見表明を支援し、人権を擁護するための機関として、令和3年4月に市の付属機関として委員会を設置します。</p> <p>○委員会は、法律や心理等の専門性を有し、学校現場を含む行政機関からの独立性を有する機関として位置づけます。</p> <p>○委員会は、子どもや保護者、学校関係者等からの子どもに関する相談を受け、子どもが安心して生活できるよう関係修復等に向けた必要な調整を行うほか、子どもを取り巻く環境がよりよいものとなるよう見直しや改善の提案を行います。</p>																		
意見を聴取するポイント	<p>○委員会に期待する役割・機能</p> <p>○委員会の独立性を担保し、専門性を十分に発揮するための仕組み</p>																		
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	<p>○実施手法 小中高生、保護者及び支援機関等との意見交換会</p> <p>○実施時期 令和2年8月から9月</p>																		
お問い合わせ先	<p>こども青少年局こども青少年部こどもの人権擁護担当 〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番5号 電話番号(TEL)06-6409-4723 ファクス(FAX)06-6409-4715 メールアドレス(Eメール)ama-kodomojinken@city.amagasaki.hyogo.jp</p>																		